



事 務 連 絡

平成28年8月31日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

公共工事の予定価格の設定については、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う必要があります。

被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること等を、関係県等に対し、別紙のとおり依頼しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第173号
国土入企第17号
平成28年8月31日

関係県入札契約担当部局長 殿
関係指定都市入札契約担当部局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

公共工事の予定価格の適切な設定については、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号）等において、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことを、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めるようお願いします。

また、工事費の精算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めるようお願いします。

貴県におかれては、貴県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

(発出先)

熊本県土木部長

熊本市総務局長

総行行第 1 7 3 号
国土入企第 1 7 号
平成 2 8 年 8 月 3 1 日

熊本県土木部長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

公共工事の予定価格の適切な設定については、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成 2 8 年 1 月 2 2 日付け総行行第 1 9 号・国土入企第 1 5 号）等において、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことを、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 2 0 条第 2 項に基づき要請してきたところです。

被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めるようお願いします。

また、工事費の精算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めるようお願いします。

貴県におかれては、貴県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

総行行第173号
国土入企第17号
平成28年8月31日

熊本市総務局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

公共工事の予定価格の適切な設定については、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号）等において、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことを、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めるようお願いします。

また、工事費の精算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めるようお願いします。